

民間企業による公有地を活用した
電気自動車（EV）充電ネットワーク拡充事業
公募型プロポーザル募集要項

令和6年2月

京都市環境政策局地球温暖化対策室

民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）充電ネットワーク拡充事業

1 趣旨

京都市では、脱炭素社会の実現に向け、化石燃料を使用する自動車に依存しない生活や社会・経済活動に転換していくことを目指して、電気自動車（EV）をはじめとする次世代自動車の普及と利用環境の整備の促進を図っています。

現在、市内には、商業施設や公共施設等で利用できる公共用充電器が約340口（うち、急速充電器は約90口）ありますが、今後、EVが急速に普及していくことを見据えれば、EV充電ネットワークの更なる拡充や重層化は不可欠です。

EV利用者の充電ニーズを把握するため、本市は令和5年11月から民間企業と連携し、公共施設におけるEV充電サービスの提供に関する実証実験を行っています。実証場所の一つである京都市勧業館「みやこめっせ」では、民間企業が急速充電器を設置し、自立的な運用や事業化の可能性調査を進めているところです。

今回、当該実証実験終了後の令和6年4月1日以降に、京都市勧業館「みやこめっせ」の敷地の一部において、急速充電器を設置し、EV充電サービスを提供する事業者（以下「充電サービス事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により募集します。

最低限満たすべき充電サービス事業者の要件は本募集要項の「5 応募者の資格要件」に、EV充電サービスの要件は「6 EV充電サービス等の仕様」によることとします。

2 公募の概要

(1) 件名

民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）充電ネットワーク拡充事業 公募型プロポーザル（以下「本公募」という。）

(2) 充電サービス事業者等の選定方法

本公募により、EV充電サービスの提供に関する企画提案を求めます。**【企業等の体制】、【設備等の整備計画】、【運営管理計画】、【利用者への配慮】、【本市の収入】**を総合的に審査し、充電サービス事業者を選定します。ただし、応募者が1者であっても、本公募は成立するものとします。

(3) 公募スケジュール（予定）

内容	時期
募集要項の公表	令和6年2月22日（木）
質問書の受付締切	令和6年2月28日（水）まで
質問書への回答	令和6年3月8日（金）までにHP上に公開
応募書類提出締切	令和6年3月13日（水）
結果通知	令和6年3月22日（金）

(4) 担当部署

ア 本公募の担当部署

京都市環境政策局地球温暖化対策室 エネルギー事業推進担当（藤本、橋本）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
TEL:075-222-4555、メールアドレス：ge@city.kyoto.lg.jp

イ 充電サービス事業者選定以降の、協定締結や敷地の使用許可の事務等の担当部署

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室 企画担当
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
TEL:075-222-3337、メールアドレス：densan@city.kyoto.lg.jp

(5) 本公募に関するHP（「質問への回答」も、本ページに掲載します。）

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000322670.html>

3 事業実施期間等（予定）

(1) 本事業の実施期間

協定の締結日（令和6年4月1日を予定）から令和14年3月31日まで。ただし、充電サービス事業者は、実施期間内に現状復旧まで行う必要があります。

(2) 本市が敷地の使用を許可する期間

「7 敷地の使用許可の詳細 (2) 目的外使用許可期間（予定）」のとおり

(3) EV充電サービスの提供可能期間

目的外使用許可期間と同じ

4 活用予定地の概要

(1) 場所

京都市勧業館「みやこめっせ」の敷地の一部

(2) 住所

〒606-8343 京都府京都市左京区岡崎成勝寺町9-1

(3) 施設の運営時間

みやこめっせ正面入口	午前8時半～午後6時 ただし、開催されるイベントにより前後します。
地下駐車場	午前7時～午後10時半 ただし、入庫は午後9時までです。
京都伝統産業ミュージアム、 ミュージアムショップ	午前10時～午後6時 ただし、入館は午後5時半までです。
使用許可範囲	原則、地下駐車場の運営時間と同じ時間、開放予定 ただし、提案により24時間開放可能とします。

※ イベントの開催予定やその他詳細については、以下の、京都市勧業館「みやこめっせ」のHPを参照してください。（URL：<https://www.miyakomesse.jp/>）

※ 京都市勧業館条例に定める休館日を除きます。

(4) 使用許可範囲の使用料

「7 敷地の使用許可の内容 (4)及び(5)」 のとおり

(年間最低使用料の目安)	192,410 円	【目的外使用料 (基本分)】
+	事業による収益の10%	【目的外使用料 (増加分)】
+	(63,000 円×12 か月)	【7-(5)に記載の委託費用】
≒	948,410 円 以上	

※ 事業実施内容及びそれに対する本市の許可内容により変動する可能性があります。

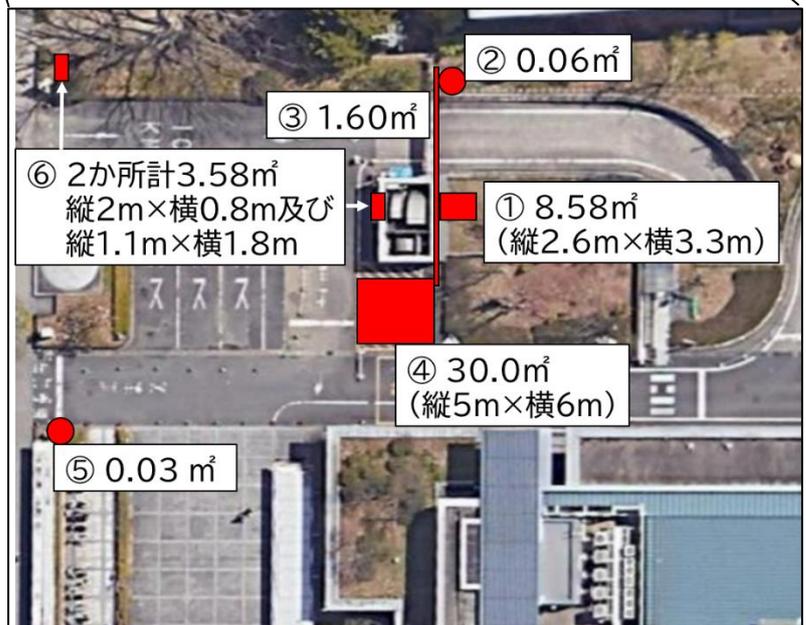
(5) 配置図及び使用許可範囲

表及び図の①～⑤に示す約 40.27 m²+⑥に示す約 3.58 m² (看板表示面積)

※ ⑥のみ垂直投影面積ではなく、看板や案内板の表示面積を指します。



	想定占有物	面積 (m ²)
①	キュービクル、蓄電池等	8.58
②	引込柱、引込盤、計測器	0.06
③	配線・配管	1.60
④	充電スペース	30.0
⑤	防犯カメラ、その他機器	0.03
⑥	看板、案内板	3.58 (表示面積)
	計	40.27 +3.58



(6) 活用予定地を使用する際の注意事項

- ・ (5)は、本市が本事業の実施に対して通常許容できる使用許可範囲の目安を示すものであり、充電サービス事業者選定後、本市との協議を経て改めて使用許可範囲及びその内容を決定します。
- ・ 使用許可範囲は、E V充電サービスの提供及びそれを実現するために必要な設備等の設置以外の目的に使用してはいけません。
- ・ 令和6年3月31日まで、E V充電サービスの提供に係る実証実験が行われていますので、令和6年4月1日時点で、当該実証実験を実施している企業が所有するE V充電器等の残置物が存在することが想定されます。
- ・ 残置物については、充電サービス事業者に対する目的外使用許可を行うまでに、実証実験を実施している企業の負担により撤去されます。E V充電サービスの提供を開始するにあたり、当該残置物の撤去期間を見込む必要があることに注意してください。ただし、充電サービス事業者が、実証実験を実施している企業と同一である場合はこの限りではありません。
- ・ 京都市勧業館「みやこめっせ」の施設側からの電力供給は行いません。また、施設側と電力の連系はできません。原則、充電サービスを維持するために必要な電力は別引込みによることとし、必要な諸手続は充電サービス事業者において行ってください。
- ・ 京都市勧業館「みやこめっせ」の施設の維持管理、修繕、催事等に関連する業務を理由に施設を休館、閉鎖等せざるを得ない場合に、E V充電サービスを提供できず、充電サービス事業者が利益を逸し、又は損害が生じても、本市及び京都市勧業館「みやこめっせ」を運営する指定管理者（令和6年度は、株式会社京都産業振興センター。以下単に「指定管理者」という。また、本市及び指定管理者をまとめて、以下「本市等」という。）への補填を求めることはできません。
- ・ そのほか、本事業はすべて充電サービス事業者の責任の下で実施されるものとします。本市等は一切の費用を支出せず、使用許可範囲の提供のみを行います。

5 応募者の資格要件

応募者は、事業期間中継続してE V充電サービスの提供を行う意思がある者であって、次の(1)に掲げるすべての事項を満たす必要があります。また、その資格は「9 応募書類」で確認します。

なお、複数の企業等が共同企業体を結成して応募することが可能です。この場合、共同企業体を構成するすべての企業等が、次の(1)に掲げるすべての事項を満たす必要があります。

(1) 応募資格要件

- ア 法人その他の団体であること（個人での応募は不可）。
- イ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていない者、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ウ 本市の定める公有地の使用許可等の条件及び関係法令等を遵守できる者であること。
- エ 契約を締結する能力を有する者又は代表者が、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- オ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- カ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない

者でないこと。

キ 団体又はその代表者が、事業者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。

ケ 令和5年12月1日時点で、EV充電サービスの提供に関連する売上を有すること。ただし、複数の企業等が共同企業体を結成する場合は、構成員のいずれか1者以上が、令和5年12月1日時点で、EV充電サービスの提供に関連する売上を有していれば可とする。

コ 応募日において、本市の競争入札参加有資格者であること又は次の(ア)～(カ)に掲げる要件をすべて満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(イ) 所得税又は法人税及び消費税を滞納していないこと。

(ウ) 本市の市民税及び固定資産税を滞納していないこと。

(エ) 本市の水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(オ) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。(確認のため、京都府警察本部に照会する場合があります。)

(カ) (オ)に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者でないこと。

サ 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に定める競争入札参加停止処分を受けていないこと。

※ 提出日から審査終了までの間に、参加停止処分を受けた場合は、その時点で失格とします。

シ 労働諸法や個人情報保護法、その他法令に違反していない者であること。

(2) 共同企業体を結成して応募する場合の留意事項

ア 複数の企業等が共同企業体を結成する場合、当該企業等は、本公募について、単独での応募を行うこと又は異なる共同企業体の構成員となることはできません。

イ 書類提出後の構成企業等の変更は、原則として認めません。

ウ 共同企業体の代表となる企業等を定め、各種手続を行ってください。

エ 共同企業体を構成するすべての企業等は、公有地の使用及びそれに伴う責務の履行に関して連帯して責任を負うものとします。

(3) 失格規定

次のア～エに掲げるとおり失格事項を定め、応募者がいずれかに該当した場合は失格とします。

ア 応募書類等に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合

イ 応募期間中に、選考の公正性に影響を与える行為があった場合

ウ その他、著しく信義に反する行為があった場合

エ 企画提案書に基づく評価点の合計が、配点合計の50%未満であった場合

6 EV充電サービス等の仕様

事業期間中、次の(1)～(18)に掲げる仕様を満たすEV充電サービスを、継続して実施しなければなりません。また、本項に掲げる仕様のうち、**下線を引いた内容については、企画提案書に提案内容を盛り込むことを必須とします。**

なお、本項は最低限満たすべき仕様を定めたものにすぎず、下線により企画提案書への記載を必須と

している内容を忠実に実施できることが、必ずしも評価の対象とはなりません。企画提案書の作成にあたっては、「9 応募書類」を参照し、提供予定のEV充電サービスの特長を記載してください。

【企業等の体制】

- (1) 令和6年度中にEV充電サービスを開始し、**安定、継続して実施できる見込み**であること。
- (2) 十分な**賠償責任保険等に加入**していること。本事業の実施に起因する第三者との紛争等に関して、本市等の故意又は過失がない場合、本市等は責任を負わない。
- (3) 本事業を継続して実施するにあたり、社内や外部に責任者、担当者、担当部署を設けるなど、十分な**履行体制**を確保すること。

【設備等の整備計画】

- (4) **設置する設備等**は、景観との調和に配慮したデザインとし、設置位置にも配慮すること。
- (5) 京都市火災予防条例、本市の景観に関連する各種条例、そのほか必要な関係法令を満たすこと。
- (6) 使用許可範囲とそれ以外の区画を明確に区分すること。
- (7) EV充電器等に企業等の名称、連絡先、利用方法等を表示した案内板を設置すること。敷地内でのトラブルや故障の対応などについて、利用者が本市等に直接問い合わせることがないように工夫すること。
- (8) **設置する充電器の仕様**については、急速充電設備1基で、「1口利用時最大出力90kW以上、2口同時利用時合計最大出力100kW以上」を満たすものとする。2台の車両への同時充電を可能とし、最適な出力制御を行うこと。充電方式はCHAdeMO方式とする。
- (9) 設備等を設置するにあたり、京都市勧業館「みやこめっせ」の敷地における緑地面積が減少する場合、本市の景観担当部署の指導に従い、充電サービス事業者の負担により、同敷地内に同等の緑地を確保すること。代替として設置する樹木の種類、場所は本市が指示する。

【運営管理計画】

- (10) EV充電サービスの**利用可能日時**は、原則、京都市勧業館「みやこめっせ」の駐車場の運営時間である「年間365日、午前7時～午後10時半」を含むものとする（年間365日24時間まで提案可）。ただし、京都市勧業館「みやこめっせ」の都合により敷地に立ち入れない場合は、この限りではない。利用日時等の制限がある場合は、利用者に混乱が生じないように適切に周知すること。
- (11) 利用者が車両を放置しないための措置や、使用許可範囲外での車両待機が生じないための工夫を行い、京都市勧業館「みやこめっせ」の敷地内及び周辺道路の通行に支障を及ぼさないこと。放置車両が確認された場合は、充電サービス事業者の責任で速やかに対応すること。
- (12) 使用許可範囲及びその周辺を常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと。
- (13) 「7 敷地の使用許可の詳細 (4)及び(5)」に定める費用を、遅滞なく納入すること。
- (14) コールセンターを設置し、**市民・利用者からの問合せに対して、原則遠隔で、365日24時間対応できる体制**を構築すること。また、本事業の実施に起因して充電サービス事業者に不利益が生じるトラブルが発生しても、本市等は原則関与しないため、必要に応じて防犯カメラを設置するなど、充電サービス事業者自身の責任で対処すること。

特に、京都市勧業館「みやこめっせ」の駐車場の運営時間外は、指定管理者の施設管理時間外となることにも留意し、設定したEV充電サービスの利用可能日時の間、適切に運営・管理すること。

- (15) 本市が別途指示する項目（設備の稼働状況、収支等）について、年に1回程度報告を行うこと。

【利用者への配慮】

- (16) 市内在住者や観光客など、多くのEV利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムであること。
- (17) 利用者の利便性を高めるために、可能な限り廉価な利用料金プランを導入すること。利用料金については、常識の範囲内で充電サービス事業者が決定するものとする。
- (18) 個人情報、関係法令に基づき、適切に取り扱うこと。

7 敷地の使用許可の詳細

敷地の使用許可については、京都市公有財産及び物品条例等に基づく行政財産の目的外使用許可によることとし、根拠法令等の詳細は次の(1)～(4)に掲げるとおりです。

なお、敷地の使用を許可するにあたり、(5)に掲げる指定管理者への委託費用の負担を必須とします。

(1) 根拠法令等

地方自治法、京都市公有財産及び物品条例、京都市公有財産規則、行政財産の目的外使用許可条件(参考資料有)、京都市道路占用料条例、京都市道路占用規則、京都市道路占用許可基準

(2) 目的外使用許可期間(予定)

令和6年度：目的外使用許可日から令和7年3月31日まで

令和7年度～令和13年度：当該年度の4月1日から3月31日まで(1年ごとに許可)

例えば測量など、事業開始前の準備段階や一時的なものであっても、充電サービス事業者が使用許可範囲を初めて使用する日が始期となり、その日から目的外使用料が発生します。

(3) 使用目的

EV充電サービスの提供及びそれを実現するために必要な設備等の設置に限ります。必要な設備等の想定は次のア～ウに掲げるとおりです。

ア EV充電器

イ 看板

ウ その他EV充電サービスの提供に必要な設備

例：蓄電池、引込柱、キュービクル、防犯カメラやそれらに伴う配管配線等

(4) 目的外使用料

次の考え方にに基づき、**基本分**と**増加分**に分けて、年度ごとに本市に納入していただきます。ただし、令和6年度分については、「ウ 留意事項 (ア)」を参照してください。

ア 基本分

次の(ア)～(ウ)に掲げる金額のうち、最も高い金額とします。各年度の4月末までに納入してください。ただし、使用許可日が年度途中となる場合は、当該使用許可に係る通知を発した日の翌日から起算して10日以内とします。

(ア) 許可内容に対して、固定資産評価額や条例の基準等を基に算出する、年度ごとの最低使用料
(参考) 令和6年度…年額 192,410円(「4-5」に示す範囲の場合の目安。ただし、「7 (1) 根拠法令等」に記載する法令等で、算出根拠として用いるものが改正された場合は、令和6年度分についても再算定を行います。

令和7年度以降…固定資産評価額の変動等を基に、毎年度再算定。おおむね、評価額の変動率に比例します。

- (イ) 本公募において、「公有地使用申込書兼使用料（基本分）申出書」により、充電サービス事業者が申し出る金額。この基本分の提案金額は、本公募の評価対象です。
- (ウ) 年額 192,410 円（許可内容が変動しても、これを下回ることはありません。）

イ 増加分

本事業の実施により収益（支出＜収入）が出ている場合、その 10%（定率）とします。次年度の 4 月末日までに納入してください。ただし、支出と収入は主に次の内容とし、計上可能な項目の詳細は、本市と協議の上決定することとします。

収入：京都市勧業館「みやこめっせ」での EV 充電サービス利用料収入、広告料、その他の収入

支出：①本市に納入する目的外使用料及び「(5) 指定管理者への費用負担」に記載する費用

②本事業の運営に直接要する費用

例：本事業のために設置する EV 充電器等の減価償却費、固定資産税、電気代、保険料等

③充電サービス事業者の通常の活動に要する経費等で、利用時間や利用台数により按分することで、本事業の運営に要する費用として計上することが合理的な費用

例：マーケティング費用、コールセンター運営費、インフラシステムの維持管理費、人件費等

ウ 留意事項

(ア) 令和 6 年度分として実際に納入いただく目的外使用料（基本分）は、目的外使用許可日から日割りして算定します。ただし、本公募の提案においては、協定書の締結日が未定であることから、日割りを考慮しない年間の目的外使用料（基本分）を提案してください。また目的外使用料（基本分）に関しては、設置する占有物や場所、根拠法令等の改正に伴う算定基準の変更によって、金額に変動が生じることがあります。目的外使用料（増加分）については、利益に対する定率を次年度に納入いただくものであるため、日割りの計算は行いません。

(イ) 単年度の使用料が 50 万円以上となる場合、使用許可を行うにあたり、保証人が必要となります。この場合、保証契約を締結し「標準保証書」を提出いただきます。

なお、保証人は次の a 及び b に掲げるすべての資格を満たす必要があります。ただし、使用料の年額 1/4 相当の保証金を別途納付することで、保証人に代えることができます。

a 日本国内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有すること。また、可能な限り、本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること。

b 使用料（年額）の 5 倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

(5) 指定管理者への委託費用

「(4) 目的外使用料」とは別に、充電サービス事業を実施するに当たり、充電サービス事業者は、指定管理者に対して、施設利用者に支障がないよう車両誘導を行うほか、異常に気付いた場合の連絡対応等に協力いただくため、事業期間満了まで、**指定管理者と業務委託契約を締結していただきます（必須）。契約金額の下限は月額 63,000 円（税込み）です。**

なお支払いについては、各年度の 4 月末日までに、当該年度分を指定管理者に直接、一括して納入するものとします。ただし、令和 6 年度分として実際に納入いただく費用については、EV 充電サービスの提供を開始する日から日割りして算定します。

8 評価の基準

別紙「民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）の充電ネットワーク拡充事業 公募型プロポーザル審査要項」（以下「審査要項」という。）に基づき、提案書の内容を総合的に評価します。

9 応募書類

次の「(1) 応募要件に関する書類」及び「(2) 企画提案書」を束ねてファイルしたものを、正本1部、副本5部用意し、提出してください。

なお、自由記述による企画提案書の作成要領は、「(3) 企画提案書作成要領」によります。

(1) 応募要件に関する書類（ア～ウの書類は、共同企業体を結成して応募する場合は、すべての構成企業等が作成し、添付する。）

ア 応募資格に関する申出書（第1号様式）

イ 京都市競争入札参加資格を有しない者は、アに加えて次の(ア)～(オ)に掲げる書類

(ア) 登記事項証明書（応募申込日前3か月以内に発行されたもの）

(イ) 印鑑証明書（令和5年4月1日以降に発行されたもの）

(ウ) 国税及び市税等の納税証明書（直近3か年分の未納がないことの証明）

(エ) 誓約書（第2号様式）

(オ) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（第3号様式）

※ (ア)～(ウ)の書類は、コピーでも可とします。ただし、印影や文字は鮮明でなければなりません。

※ (ウ)の書類は、設立から3か年に満たない企業等は、可能な限り最長の期間分提出してください。

※ (オ)の書類は、第3号様式の中の（別紙）を参考に作成してください。

ウ 企業収支決算報告書（過去3期分、任意様式）及び令和5年12月1日時点で、EV充電サービスの提供に関連する売上を有していることがわかる書類（任意様式）

エ 公有地使用申込書兼使用料（基本分）申出書（第4号様式）

「使用料（基本分）申出額（年額）」は、「最低使用料（年額）」以上としてください。

オ （共同企業体を結成する場合は、）共同企業体結成申出書（第5号様式）

(2) 企画提案書（任意様式）

事業期間中における（令和14年3月31日まで）本事業の実施体制や、提供するEV充電サービスの内容について、次のア～サに掲げる視点に基づき、自由記述により企画提案書を作成してください。また、「6 EV充電サービス等の仕様」及び別紙審査要項を確認し、十分理解したうえで作成してください。

【企業等の体制】

ア 本事業は長期にわたる事業であることから、事業の継続可能性が評価できるよう、応募者の企業規模や経営規模、類似事業の実績、事業の履行体制や組織体制等を示すこと。

イ 本市の政策目標を鑑み、KESやISO14001といった環境保全に関連する認証を取得している場合や脱炭素に関連する取組を実施している場合、その内容を積極的に記載すること。

ウ 今回、活用予定地において実施するEV充電サービスに係る収支計画（事業期間中全体にわたるもの）を示すこと。「7 敷地の使用許可の詳細 (4) 目的外使用料 イ 増加分」の収入及び支

出の項目を参考として、作成すること。

【設備等の整備計画】

- エ 事業の実施スケジュールを示すこと。国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容、スケジュールとすること。
- オ 配置図等を用いた、簡易な設備整備計画を示すこと。施設の運営に支障がないような設備の導入計画や工法の提案がある場合は、積極的に記載すること。
- カ 導入する設備等のイメージを、図を用いて示すこと。また、景観との調和に配慮したデザインについての提案がある場合は、積極的に記載すること。

【運営管理計画】

- キ EV充電サービスの利用可能日時及び利用率の維持に関する内容を示すこと。そのほか、(例えば、充電器の利用データを自動的に収集・活用するシステムを導入しているなど、)利用率やリピート率の向上、収支の改善を図るため工夫がある場合は、積極的に記載すること。
- ク EV充電サービスの維持管理及び運営の方法を示すこと。利用者に対し、安定的にEV充電サービスを提供するための、維持管理に関する体制やトラブル等への緊急対応の方法について記載すること。

【利用者への配慮】

- ケ 利用料金体系を示すこと。また、利用料金の設定根拠や他社との比較について示すことが可能な場合は、積極的に記載すること。
- コ 利用者がEV充電サービスを利用するために、実際に操作するシステム等の内容を示すこと。EV充電サービスを容易に利用するための配慮がある場合は、積極的に示すこと。
- サ そのほか、公共用地に設備を設置するにあたり、市民、利用者等が付加価値を感じられるための配慮がある場合は、積極的に示すこと。例えば、再生可能エネルギーを利用した充電メニューの設定や、災害時に安価又は無償での解放に協力することなどが想定される。

(3) 企画提案書作成要領

- ア 「(2) 企画提案書」に掲げる項目との対応がわかりやすくなるよう、見出し等をつけて作成して下さい。
- イ 形式はA4、縦版、左綴じで、枚数は8枚までとします。表紙は枚数に含みません。上下左右に、20mm以上の余白を確保してください。本文中の文字サイズは10.5ポイント以上とします(図表中は問わない)。文字のフォント及び色の指定はありませんが、可読性に配慮してください。
- ウ 「6 EV充電サービス等の仕様」の下線部や、「(2) 企画提案書 ア～サ」について記述する際、その記述を証明・補強するために、必要最低限に限り、一般に公開されているカタログ・パンフレットや、その他の資料を追加しても構いません。これらの資料は制限枚数に含まないものとします。

例…設置機器の仕様わかるカタログ、他自治体との包括連携協定書のコピー、各種認証制度の証書のコピーなど

- エ 専門知識を有しない者でも理解できるよう配慮してください。

(4) 提出書類の取扱い等

- ア 書類の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- イ 応募書類等の提出期限以降の変更、修正、差替え又は再提出は認めません。ただし、書類の不備

等に対しての補完及び追加資料の提出等を、本市から求める場合はこの限りではありません。

ウ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

エ 提出された書類は、京都市情報公開条例の規定に基づき開示請求があった場合は、「公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を除き、開示します。ただし、審査結果が公表されるまでは、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象となりません。

10 応募方法及び質問回答について

(1) 応募書類の様式等のダウンロード

本公募に係る以下のページから、必要なワードファイル等をダウンロードして下さい。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000322670.html>

(2) 応募手続

ア 応募（書類提出）期間

令和6年2月22日（木）から令和6年3月13日（水）午後5時まで【必着】

イ 応募書類提出方法

郵送又は持参とします。

郵送の場合、提出期間に余裕をもって提出し、期間内必着でお願いします。また、応募書類提出先まで、電話連絡により到達確認をしてください。

持参の場合も、その場で書類確認を行いますので、電話により担当者に持参日時を連絡してください。持参による提出可能時間は、期間内開庁日（土曜日、日曜日、祝日を除く日）の午前9時～午後5時です。

ウ 応募書類提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市環境政策局地球温暖化対策室 エネルギー事業推進担当（藤本、橋本）

TEL:075-222-4555、FAX:075-211-9286 メールアドレス：ge@city.kyoto.lg.jp

(3) 質問回答について

ア 質問の提出期間

令和6年2月22日（木）から令和6年2月28日（水）まで

※ 期間外の質問は一切受け付けません。

イ 質問送付方法

以下のメールアドレスに対し、本文に質問を記載の上、送付してください。

なお、件名は「【質問】民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）の充電ネットワーク拡充事業」としてください。

宛先：京都市環境政策局地球温暖化対策室 エネルギー事業推進担当宛

メールアドレス：ge@city.kyoto.lg.jp

※ 本件に関して、上記以外の担当者への質問や問合せ、施設見学の依頼は一切厳禁とします。

ウ 質問への回答方法

令和6年3月8日（金）までに、(1)に記載のURLに回答を掲載します。

11 審査の流れ並びに審査結果の通知及び公表

(1) 審査

応募者の応募資格の有無を確認したうえで、審査要項に定めるプロポーザル審査委員会が、同審査要項に基づき、企画提案書に記載された内容で、【企業等の体制】、【設備等の整備計画】、【運営管理計画】、【利用者への配慮】、【本市の収入】を総合的に審査し、充電サービス事業者を選定します。

(2) 審査の流れ

ア 企画提案書の審査は、原則として提出された書類にのみ基づいて行います。

イ 審査の結果、各審査員の評価点を合計した点数（評価点）が最も高い提案を行った応募者を、充電サービス事業者として選定します。ただし、応募者が1者であっても本公募は成立するものとします。

ウ 最高評価点が同点の場合は、提示された【本市の収入】がより高額である応募者を、充電サービス事業者として選定します。【本市の収入】が同額である場合は、くじ引きにより、充電サービス事業者を選定します。

(3) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、令和6年3月22日（金）に、各応募者に文書及びメールで通知します。

イ 審査結果は、本市のホームページに掲載します。

12 基本協定の締結

(1) 概要

本募集要項に基づき事業を実施するにあたり、事業期間や双方の努力義務、履行不能時の取扱いなどについて定めます。充電サービス事業者の選定後、速やかに協定内容の協議に進むこととします。

(2) 協定期間（予定）

令和6年4月1日から令和14年3月31日まで

13 充電サービス事業者選定後の、事業期間における想定スケジュール

内容	時期
協定書の内容の協議	充電サービス事業者の選定後速やかに、令和6年3月29日まで
協定の締結	令和6年4月1日
実証実験を実施している企業による残置物の撤去	令和6年4月1日からおおむね2か月
令和6年度の目的外使用許可期間	令和6年6月3日から令和7年3月31日まで
充電サービス事業者による充電サービスの実施	目的外使用許可期間内で、充電サービス事業者がサービスを開始できるようになった日から令和14年3月31日まで
事業の実施実績の報告	各年度末に1回程度

※ 本スケジュールは想定です。選定された充電サービス事業者が実証実験を実施している企業と同一である場合などは、この限りではありません。

14 その他

充電サービス事業者の選定後から事業の開始までに、当該事業者が自己の都合で辞退することとした場合、当該事業者の選定に係る決定を取り消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな充電サービス事業者とするか、再公募を行うこととします。また、そのために本市に新たな事務負担が発生した場合などで、損害を被った場合は、その賠償を求めることがあります。